

石川県公報

平成30年3月30日（金曜日）

号 外

（第 35 号）

目 次

- 規 則
○指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則及び障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（障害保健福祉課） 1

規 則

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則及び障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十五号

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則及び障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

（指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正）

第一条 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十四年石川県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

「第十三章 共同生活援助（第五十八条―第五十九条の三）

目次中 第十四章 多機能型に関する特例（第六十条） を

第十五章 削除 」

「第十三章 就労定着支援（第五十七条の二）

第十四章 自立生活援助（第五十七条の三）

第十五章 共同生活援助（第五十八条―第五十九条の五） に、「第十六章」を「第十八章」に改める。

第十六章 多機能型に関する特例（第六十条）

第十七章 削除 」

第五条の次に次の二条を加える。

（共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準）

第五条の二 条例第四十四条の二の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年石川県条例第四十六号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第六条第一項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護（指定居宅サービス等基準第五条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型居宅介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。

二 共生型居宅介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定居宅介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準）

第五条の三 条例第四十四条の三の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 指定訪問介護事業所の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型重度訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。

一 共生型重度訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定重度訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第十九条の次に次の三条を加える。

(共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準)

第十九条の二 条例第九十五条の二の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 指定児童発達支援事業所(指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第五十一号。以下「指定通所支援基準」という。)第六条第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。)又は指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援基準第七十三条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。)(以下「指定児童発達支援事業所等」という。)の従業者の員数が当該指定児童発達支援事業所等が提供する指定児童発達支援(指定通所支援基準第五条に規定する指定児童発達支援をいう。)又は指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準第七十二条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)(以下「指定児童発達支援等」という。)を受ける障害児の数を指定児童発達支援等を受ける障害児の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定児童発達支援事業所等として必要とされる数以上であること。

一 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第十九条の三 条例第九十五条の三の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第百条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)(以下「指定通所介護事業所等」という。)の食堂及び機能訓練室(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十四年石川県規則第五十四号)第二十五条第一号又は指定地域密着型サービス基準第二十一条第二項第一号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。)の面積を、指定通所介護(指定居宅サービス等基準第九十九条に規定する指定通所介護をいう。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。)の利用者の数と共生型生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

一 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

二 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第十九条の四 条例第九十五条の四の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六十二条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第一百七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。)第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準第六十二条第一項若しくは第一百七十一条第一項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する登録者をいう。以下同じ。))の数と共生型生活介護、共生型自立訓練(機能訓練)(自立訓練(機能訓練))に係る共生

型障害福祉サービスをいう。)若しくは共生型自立訓練(生活訓練)(自立訓練(生活訓練)に係る共生型障害福祉サービスをいう。)又は共生型児童発達支援(指定通所支援基準第五十五条の二に規定する共生型児童発達支援をいう。)若しくは共生型放課後等デイサービス(指定通所支援基準第七十八条の二に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。)(以下「共生型通いサービス」という。)を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、第三十八条の三及び第四十五条の三において同じ。)を二十九人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六十二条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第七十一条第八項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第七項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第二十一条第一号において同じ。)(以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)にあつては、十八人)以下とすること。

- 一 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)、指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第四十二条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準第六十二条第一項若しくは第七十一条第一項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。以下この条、第三十八条の三及び第四十五条の三において同じ。)を登録定員の二分の一から十五人(登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、十二人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

- 二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第一号若しくは第七十五条第二項第一号又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十八条第二項第一号に規定する居間及び食堂をいう。以下同じ。)は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- 四 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十二条若しくは第七十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に規定する基準を満たしていること。
- 五 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第二十条第一号中「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第四十六号。以下この条において「指定居宅サービス基準等条例」という。)」を「指定居宅サービス等基準」に、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)」を「指定地域密着型サービス基準」に、「指定通所介護(指定居宅サービス基準等条例第九十九条に規定する指定通所介護をいう。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。)」を「指定通所介護等」に改め、同条第二号中「指定通所介護事業所(指定居宅サービス基準等条例第百条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)(以下「指定通所介護事業所等」という。)」を

「指定通所介護事業所等」に改める。

第二十一条第一号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十二条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第二十七条、第三十九条の二及び第四十六条の二において同じ。）」に、「指定地域密着型サービス基準第六十二条第一項又は第七十一条第一項に規定する登録者をいう。以下同じ」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する登録者を除く。第三十九条の二及び第四十六条の二において同じ」に、「指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年石川県条例第五十一号。以下「指定通所支援基準等条例」という。）を「指定通所支援基準」に、「若しくは指定通所支援基準等条例」を「若しくは指定通所支援基準」に、「準用する指定通所支援基準等条例」を「準用する指定通所支援基準」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十二条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第二十七条、第三十九条の二及び第四十六条の二において同じ。）」に改め、同条第二号中「指定通所支援基準等条例」を「指定通所支援基準」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型介護予防サービス基準第四十八条第二項第一号に規定する居間及び食堂を除く。第三十九条の二及び第四十六条の二において同じ。）は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

第二十一条第四号中「指定通所支援基準等条例」を「指定通所支援基準」に改める。

第二十三条第一項第二号中「指定共同生活援助事業者」の下に「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」を加え、同号イ中「指定共同生活援助」の下に「日中サービス支援型指定共同生活援助」を、「指定共同生活援助事業所」の下に「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を加え、同条第二項第二号中「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」の下に「（日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を除く。）」を加え、同号イ中「指定自立訓練（生活訓練）等」の下に「（日中サービス支援型指定共同生活援助を除く。）」を、「時間帯指定自立訓練（生活訓練）事業所等」の下に「（日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を除く。以下このイにおいて同じ。）」を加え、同条第三項第一号中「指定共同生活援助事業所」の下に「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を加え、同号イ中「指定共同生活援助」の下に「日中サービス支援型指定共同生活援助」を加える。

第二十六条の次に次の二条を加える。

（共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等の基準）

第二十六条の二 条例第百十条の二の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準第百四十八条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年石川県条例第四十七号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第百三十条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。）（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）の居室の面積を、指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準第百四十七条に規定する指定短期入所生活介護をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準第百二十九条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。）（以下「指定短期入所生活介護等」という。）の利用者の数と共生型短期入所の利用者の数の合計数で除して得た面積が一〇・六五平方メートル以上であること。

一 指定短期入所生活介護事業所等の従業者の員数が、当該指定短期入所生活介護事業所等が提供する指定短期入所生活介護等の利用者の数を指定短期入所生活介護等の利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

二 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第二十六条の三 条例第百十条の三の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室(指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第二号ハ若しくは第七十五条第二項第二号ハ又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十八条第二項第二号ハに規定する個室をいう。以下この号において同じ。)以外の宿泊室を設ける場合は、当該個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービス(指定地域密着型サービス基準第六十二条第五項若しくは第七十一条第六項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第五項に規定する宿泊サービスをいう。次号において同じ。)の利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね七・四三平方メートル以上であること。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する宿泊サービスの利用者の数を宿泊サービスの利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

二 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第二十七条第一号中「指定通所支援基準等条例」を「指定通所支援基準」に、「指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同条第二号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。

第三十八条の次に次の二条を加える。

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第三十八条の二 条例第四百九条の二の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

一 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

二 共生型自立訓練(機能訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第三十八条の三 条例第四百九条の三の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を二十九人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、十八人)以下とすること。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の二分の一から十五人(登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、十二人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

四 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十二条若しくは第七十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に規定する基準を満たしていること。

五 共生型自立訓練(機能訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第三十九条の二第一号及び第二号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定

小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第四号中「指定通所支援基準等条例」を「指定通所支援基準」に改める。

第四十五条の次に次の二条を加える。

(共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第四十五条の二 条例第百五十九条の二の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練(生活訓練)の利用者の数の合計数で除して得た面積が二平方メートル以上であること。
- 二 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練(生活訓練)の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- 三 共生型自立訓練(生活訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(生活訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第四十五条の三 条例第百五十九条の三の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を二十九人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、十八人)以下とすること。
- 二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の二分の一から十五人(登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、十二人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

- 三 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- 四 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条若しくは第七十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に規定する基準を満たしていること。
- 五 共生型自立訓練(生活訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(生活訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第四十六条の二第一号及び第二号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第四号中「指定通所支援基準等条例」を「指定通所支援基準」に改める。

第十六章を第十八章とし、第十五章を第十七章とし、第十四章を第十六章とする。

第五十八条第一項第二号イ中「以下この号において」を「以下」に改める。

第五十九条の三中「第二百一条の十二」を「第二百一条の二十二」に、「第二百一条の六」を「第二百一条の十六」に改め、同条を第五十九条の五とする。

第五十九条の二第一項中「第二百一条の四第二項」を「第二百一条の十四第二項」に改め、同条を第五十九条の四とする。

第五十九条の次に次の二条を加える。

(日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者の配置等に関する基準)

第五十九条の二 条例第二百一条の四第二項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 世話人 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる世話人の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を五で除した数以上とすること。

- 一 生活支援員 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数の合計数以上とすること。
- イ 区分省令第一条第四号に規定する区分三に該当する利用者の数を九で除して得た数
 - ロ 区分省令第一条第五号に規定する区分四に該当する利用者の数を六で除して得た数
 - ハ 区分省令第一条第六号に規定する区分五に該当する利用者の数を四で除して得た数
 - ニ 区分省令第一条第七号に規定する区分六に該当する利用者の数を二・五で除して得た数
- 二 サービス管理責任者 員数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数とすること。
- イ 利用者の数が三十以下 一以上
 - ロ 利用者の数が三十一以上 一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上
- 2 前項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のほか、共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の夜間支援従事者(夜間及び深夜の時間帯に勤務(宿直勤務を除く。))を行う世話人又は生活支援員をいう。)を置くものとする。
- 3 第一項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第一項及び第二項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がないと認められるときは、この限りでない。
- 5 第一項及び第二項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

(日中サービス支援型指定共同生活援助の設備の設置等に関する基準)

第五十九条の三 条例第二百一条の六第二項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は、一以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は、四人以上とすること。
- 二 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものであること。
- 三 個々の共同生活住居の入居定員は、二人以上十人以下とすること。ただし、構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、一つの建物に複数の共同生活住居を設けることができる。この場合において、一つの建物の入居定員の合計は二十人以下とすること。
- 四 既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を二人以上二十人(知事が特に必要があると認めるときは、三十人)以下とすることができる。
- 五 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であつて、知事が特に必要があると認めるときは、前号の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を二人以上三十人以下(ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。)とすることができる。
- 六 共同生活住居は、一以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。
- 七 ユニット
 - イ 入居定員は、二人以上十人以下とすること。
 - ロ 居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けること。
 - ハ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。
 - ニ 一の居室の面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。

第十三章を第十五章とし、第十二章の次に次の二章を加える。

第十三章 就労定着支援

(従業者の配置等に関する基準)

第五十七条の二 条例第九十四条の三第二項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 就労定着支援員 員数は、指定就労定着支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を四十で除して得た数以上とすること。

一 サービス管理責任者 員数は、指定就労定着支援事業所ごとに、次に掲げる当該指定就労定着支援の事業の利用者の数（当該指定就労定着支援事業者が、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型（以下「生活介護等」という。）に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定就労定着支援の事業と生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所において一体的に運営している指定就労定着支援の事業及び生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業の利用者の合計数。以下この条において同じ。）の区分に応じ、それぞれに定める数とすること。

イ 利用者の数が六十以下 一以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えた数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第一項第一号に規定する就労定着支援員及び同項第二号に規定するサービス管理責任者は、専ら当該指定就労定着支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合と認められるときは、この限りでない。

4 第一項第二号に規定するサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

第十四章 自立生活援助

（従業者の配置等に関する基準）

第五十七条の三 条例第百九十四条の十四第二項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 地域生活支援員 員数は、指定自立生活援助事業所ごとに、一以上とすること。

一 サービス管理責任者 員数は、指定自立生活援助事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数とすること。

イ 利用者の数が三十以下 一以上

ロ 利用者の数が三十一以上 一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一を加えた数以上

2 前項第一号に規定する地域生活支援員の員数の標準は、利用者の数が二十五又はその端数を増すごとに一とする。

3 第一項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第一項に規定する指定自立生活援助の従業者は、専ら当該指定自立生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がないと認められるときは、この限りでない。

附則第四項中「第五十九条の三」を「第五十九条の五」に改める。

附則第八項中「第二百一条の十二」を「第二百一条の二十二」に改める。

附則第十二項中「第五十九条の三」を「第五十九条の五」に改める。

附則第十三項の見出しを「（指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例）」に改め、同項中「第五十八条第一項第二号ロからニまで」の下に「及び第五十九条の二第一項第二号ロからニまで」を加える。

附則第十四項中「第二百一条の六」を「第二百一条の十六」に改める。

（障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正）

第二条 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十四年石川県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第八項ただし書中「指定宿泊型自立訓練（生活訓練）事業所」を「指定宿泊型自立訓練を行う指定宿泊型自立訓練（生活訓練）事業所」に改める。

第二十三条第三項中「第九条第一項第二号ロ及びニ、第六項並びに」を「第九条第一項第二号ニ及び」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。